

国民健康保険に加入のみなさんへ

70歳～74歳の方に
新しい高齢受給者証を
発送します

高齢受給者証を保険証とあ
わせて医療機関に提示するこ
とで、一部負担額が1割（現
役並み所得の方は3割）にな
ります。

このたび郵送する証は平成
24年中の所得等により算出さ
れた一部負担金割合が記載さ
れています。

8月1日から使用できます
ので、医療機関窓口で保険証
とあわせてご提示ください。

新しく70歳になられた方へ

高齢受給者証は誕生日の翌
月から使用できます。ただし、
各月1日が誕生日の方は誕生
日からです。使用が可能と
なる月の前月下旬に該当の方
に発送します。

「限度額適用・標準負担
額減額認定証」「限度
額適用認定証」が必要
な方は必ず申請を

8月から新しく平成24年中
の所得等で算出された認定証
を発行できます。この証は、
入院または高額になる外来診
療の際に医療機関に保険証と

同時に提示することで、1つ
の医療機関等において1か月の
保険内診療分にかかる自己
負担額が限度額までになりま
す。

「限度額適用・標準負担額減
額認定証」

交付対象者 75歳未満の住民
税非課税世帯の方

入院時の食事代も減額され
ます。証の発効期日（申請月
の1日）から食事代が減額に
なりますので、申請は早めに
お願いします。

「限度額適用認定証」

交付対象者 70歳未満の住民
税課税世帯の方

70歳～74歳の方は住民税非
課税世帯の方のみ交付対象
者となります。

申請に必要なもの
・ 国民健康保険証
・ 印鑑

申請は8月1日以降にお願
いします。

保険税に滞納のある方はこ
の制度を利用できません。
納税相談はお早めに！

問い合わせ先
健康福祉課
（内線355・356）

平成25年度 もちのきセミナー 受講者募集！

団塊の世代が、個性豊かに自らの生きがいを見
つけ、いつまでも元気でいきいきと暮らし続ける
ことを応援するために実施します。

対 象 町内に在住で昭和30年以前
に生まれた方
会 場 文化センター他
募集人数 50人
受 講 料 500円
申込期間 7月19日(金)～8月9日(金)
申込方法 所定の用紙に必要事項を記
入のうえ、受講料を添えて
文化センターへ持参してく
ださい。

詳しくは、7月中旬の町内回覧で
お知らせします。

回	日 時	講座内容	講 師
1	9月21日(土) 14:00～15:30	【開講式】 高齢者と健康 ～東洋医学の血・気・ツボ～	東洋医学師 加茂田 喬
2	10月12日(土) 14:00～15:30	心と体の“美メイク”	NPO法人 美メイク・アクトレス 理事長 大地良枝
3	11月16日(土) 9:00～16:00	一日研修	
4	12月21日(土) 14:00～15:30	おくすり教室	兵庫県健康福祉部 健康局薬務課 薬剤師
5	1月25日(土) 14:00～15:30	～食生活から健康で美しくいきいきと～ 「大人の食育」	名古屋経済大学 人間生活科学部 管理栄養学科 講師 上延麻耶
6	2月15日(土) 14:00～15:30	【閉講式】 きれいな姿勢でいつまでも若々しく	神戸医療福祉大学 社会福祉学部 健康コミュニケーション学科 助教 兒玉 友

日程、講座の内容などは変更することがあります。

●文化センター行事予定(7/20～8/19)

神崎学園

日時：7月25日(木) 10:00～12:00 専門講座
8月1日(木) 13:20～15:20 専門講座

福寿学園

日時：8月1日(木) 10:00～12:00 専門講座
8月8日(木) 10:00～12:00 専門講座

老人大学一般教養講座(公開講座)

日時：7月25日(木) 13:20～15:00

場所：文化センター

演題：聴いて得する税の教育講座

講師：姫路税務署員

*上記公開講座は一般の方も参加できます。どうぞ、
お越しください。



保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。みなさんには、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料の支払方法

- 年金からのお支払い

【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替によるお支払いに変更することができま。希望する方は税務課の窓口までお越しください。

- 口座振替・納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。



保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額	+	所得割額	=	平成25年度保険料額 (最高限度額55万円)
46,003円	+	(平成24年中(1~12月)の 総所得金額等() - 33万円) × 9.14%	=	

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。

新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に簡易書留で新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によつては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成24年中の所得により算出された平成25年度の住民税課税所得と平成24年中の収入額(1月から7月までは平成23年)をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により変更されることがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、認定証を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が外来・入院とも区分に

応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい認定証を被保険者証といっしょに送付します。

世帯員全員が住民税非課税の方で認定証の申請をされていない場合は、申請してください。

統計調査員募集！

毎年、各種行政施策の基礎資料作成のために、統計法にもとづく国の各種統計調査を実施しています。

そこで、町内で統計調査に従事する統計調査員の登録についてお知らせします。

応募資格

- 20歳以上の健康な方で、所定の調査期間中に実際に調査活動に従事できる方
- 秘密保持ができる方
- 税務・警察・選挙に直接関係のない方

登録時に確認すること

氏名・住所・電話番号・生年月日など

登録申請と審査

応募者は、県・町での審査を経た後、登録されます。現在、福崎町には約30の方が登録されています。

申し込み・問い合わせ先

企画財政課 企画係(内線231)

問い合わせ先
資格に関すること
健康福祉課(内線355・356)

保険料に関すること
税務課(内線342)

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)
078・326・2021



町税の減免制度のご案内

火災や地震などの災害にあったり、生活扶助を受けることになったなどの特別の事情がある場合には、事情に応じて町税を減免する制度があります。

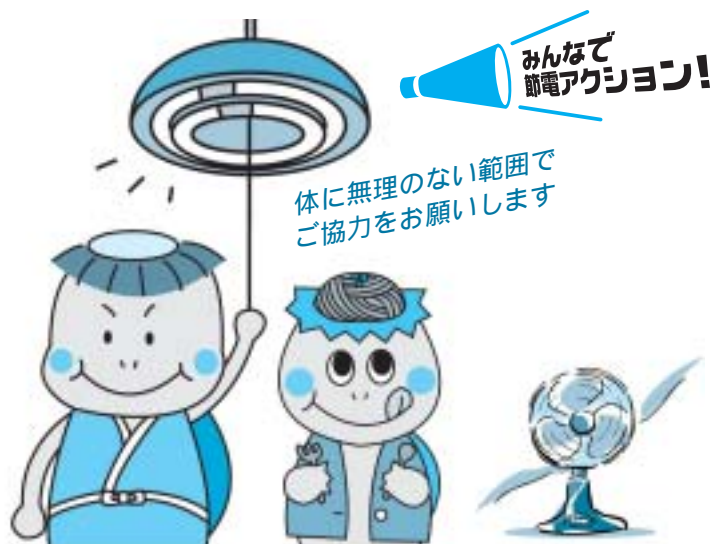
右の要件に該当する場合は町税の減免が受けられることがあります。所得の状況や災害の程度などで減免に該当しない場合や減免率が変わる場合もあります。詳しくは各町税の担当者にご相談ください。町のホームページにも詳しく掲載しています。

(税務課)

町税の種類	主な要件
町民税	- 生活扶助を受けることになった場合 - 失業などにより所得が著しく減少する見込みのある場合 - 勤労学生の場合 - 火災や地震などの災害にあった場合
固定資産税	- 生活扶助を受けている場合 - 公益のために使用する固定資産の場合 - 火災や地震などの災害により、土地、家屋、償却資産に被害があった場合
軽自動車税	障害者またはその家族が所有する車で、障害者自身が使用する場合または家族が障害者のために使用する場合
国民健康保険税	- 失業などにより所得が著しく減少する見込みのある場合 - 火災や地震などの災害にあった場合 - 社会保険などから後期高齢者医療保険に移行した被保険者が世帯にいる場合

今年の夏もみんなで節電！

この夏も、ご家庭での節電にご協力をお願いします。



節電をお願いする期間

7月1日(月)～9月30日(月)
平日 9:00～20:00
(8月13日～15日は除く)

節電の例	節電効果 (削減率)
エアコンを消し扇風機を使用する	50%
冷房の設定を26 ～28 にする	10%
すだれなどで窓からの日差しを和らげる	10%
日中は不要な照明を消す	5%



春の防犯キャンペーン実施

5月30日にボンマルシェ福崎店で、福崎町防犯指導委員会主催による「春の防犯キャンペーン」を、福崎警察署と福崎防犯協会の協力を得て実施しました。

現在、振り込め詐欺や車上狙い、空き巣などが多発しています。防犯意識を高め、みんなが注意し合い、犯罪のない明るい福崎町にしましょう。

(住民生活課)

なくそう！ごみの不法投棄

家電リサイクル法対象機器であるテレビや冷蔵庫、またタイヤなどの不法投棄が後を絶ちません。

家電リサイクル法対象機器（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機）やタイヤなどの自動車部品はごみステーションには出せません。処理業者や販売店に引き取りをしてもらってください。

ごみの不法投棄は法的に処罰の対象（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金）となります。みなさんの心がけで不法投棄を防止しましょう。

万一、不審な車や不法投棄現場を見かけた場合は、



車種やナンバーを控えるなどして福崎警察署（☎23・0110）または役場住民生活課（内線372）へ連絡してください。

やめよう！ごみや草の野焼き

ごみや草の野焼きにより、「洗濯物に灰や臭いがついて困っている」「窓が開けられない」などの苦情が多く寄せられています。野外での焼却は、環境に悪影響を与え、周囲の方に迷惑をかけることがあります。ごみや草は燃やさずに、ごみステーションに出すか（草や剪定くずは3袋まで）、くれさかクリーンセンターへ直接搬入してください。

野焼きは法律で禁止されています。禁止の例外には次のような場合があります。

- ・災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合
- ・農業や林業を営むためにやむを得ない場合
- ・たき火など日常生活を営むうえで通常行われる焼却で軽微なもの

例外的に認められている焼却でも、周囲への影響を考えて焼却時の風向や時間帯に十分配慮してください。

（住民生活課）



外国人住民の方に 住基ネットの運用を開始します

7月8日からの運用開始に伴い、住民票に住民票コード（無作為に付番される11桁の番号）が記載され、町内に住民登録がある外国人住民の方に住民票コードを通知します。

- 外国人住民の方も住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができます。
- 他市区町村からでも住民票の写しの交付を受けることができます。（住基カードまたは在留カードの提示が必要です。＊一部記載されない項目あり）
- 一部の行政機関において、住民票コードを申請書に記載することで、住民票の写しの提出の省略が可能となる場合があります。

問い合わせ先 住民生活課（内線375・376）

兵庫県知事選挙 参議院議員通常選挙

投票日 7月21日（日）

投票時間 7:00～20:00

期日前投票

投票日当日、仕事、買い物、レジャーなどの予定がある方は、期日前投票をすることができます。

期間：7月5日（金）～20日（土）

時間：8:30～20:00

場所：福崎町役場 1階

詳しくは、福崎町選挙管理委員会へお問い合わせください。（総務課内 内線221）

みんなそろって
投票しましょう！



簡単管理

全額非課税

掛金助成

退職金は国の制度を賢く活用

中退共
小企業
退職金
共済制度

「中退共」で検索！

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎（03）6907・1234



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう 百年前の『播磨国風土記』輪読会

千葉大学准教授 兼岡 理恵

風土記編纂命令1300年の今年、この機会に風土記を読んでもみたい、と思う人も多いのではないだろうか。しかし、何しろ千年以上も前に書かれた文献、難しそう、途中で挫折してしまうのでは、など、どうしても尻込みしてしまいがちです。そんな時、同じような関心を抱いた仲間たちといっしょに本を読む「輪読会」という形式は、1冊の本を読破するのに有効な方法です。今から約百年前の大正6年(1917)頃、そのような仲間が集まり、『播磨国風土記』の輪読会が行われました。メンバーは柳田國男、民俗学者の折口信夫、中山太郎、そしてロシアからの留学生で、のちに沖縄・宮古島方言などの研究を行ったニコライ・ネフスキーの4人。実にそうそうたるメンバーです。

この輪読会について柳田は次のように述べています。「(ネフスキーを)私に紹介したのは折口信夫君と中山太郎君であつた。珍しいロシア人が来ておりますよというので、いつか連れて来ないかということになり、それからいつでも3人連れで来た。ただ喋つていてもいい、輪講でもしよ」と私が言い出したところ、偉いロシア人で、風土記をやりたいという。たしか『風土記逸文』をやったおぼえがある。輪講といつても、自宅で読んで判らない所に印をつけてもつて来る。そしてここはこう思いますが、どうですかというような質問をした。月に2度くらい3人で来て、大分ながい間続けた(『故郷七十年』)。

この中で柳田は『風土記逸文』としていますが、実際には『播磨国風土記』を最初に扱ったようです。この会は、参加者それぞれの学問に大きな影響を与えました。たとえば折口信夫は、輪読会をもとに大学の講義で『播磨国風土記』を扱い、昭和24年(1949)に柳田と行った「民俗学の過去と将来」という対談の中で「私はとても馬になりました」と回顧しています。また、この会が始まるきっかけとなったネフスキーは「私は以前、風土記を読んで、気のつかなかった処が、大分多かつた」が、輪読会によって「其時迄知らぬ所の明白になつたのが、少なくなつた」と述べています。そしてその一例として『播磨国風土記』讃容郡の、鹿の血を時いたことによつて稲が一夜で生長したという記事や、賀毛郡雲潤里条にみえる、水ではなく鹿の血で稲作をするという記事について、稲種を動物の血によつて生長させる呪術として世界各地に存在する同様の習俗を取り上げて考察して「農業に関する血液の土俗」という論文にまとめました(『土

俗と伝説 第1巻1号 1918)。

輪読会が行われた時期は、柳田が『郷土研究』という雑誌を創刊、民俗学に関する論文が次々に発表された、いわば民俗学研究の草創期でした。そのような中で行われたこの会は、「民俗学成立史の貴重な一コマ」であり、さらにそこで柳田が『播磨国風土記』を撰んでいるのは、故郷・福崎に対する思いがあつたからでしょう(永池健二「井上通泰と柳田國男」松岡五兄弟『姫路文学館編 1992』)。



(左)柳田國男 (右)折口信夫
岩崎美術社『柳田國男写真集』より

な思いに添えてくれる書です。ネフスキーは「真に独り楽しむは、人と与にすることに若かずである」と言っています。さあ、みなさんも仲間を募つて風土記をひもといてみませんか。きつと目からウロコの、さまざまな発見があるはずですよ。

辻川山演奏会

『ハンドベル演奏会』

歴民にハンドベルの音色を響かせよう!

ハンドベルの奏でる美しい音色に癒されてみませんか。クラシックをはじめ、



昔なつかしい日本の民謡や四季まつわる童謡など、子どもから大人まで楽しめるプログラムでお待ちしています。

出演 姫路YMCAハンドベル・クラブ

日時 7月20日(土) 13:30~14:30

場所 歴史民俗資料館 2階

申し込み先 歴史民俗資料館

☎22-5699